

危険物関係検査等手数料一覧表  
(姫路市消防事務手数料徴収条例 別表(第2条関係))

項	区分	手数料の額		
(1)	法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に係る審査	5,400円		
(2)	ア 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査	39,000円	
		(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査	52,000円	
		(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査	66,000円	
		(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査	77,000円	
		(オ) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査	92,000円	
	イ 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	a 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所	20,000円
			b 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所	26,000円
			c 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所	39,000円
			d 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所	52,000円
			e 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	66,000円
		(イ) 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋	a 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所	20,000円
b 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所			26,000円	
c 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所			39,000円	

	外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査		
	(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査		570,000円
	(エ) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オ)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除	a 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 b 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 c 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 d 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 e 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 f 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 g 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 h 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	880,000円 1,070,000円 1,200,000円 1,520,000円 1,780,000円 4,070,000円 5,340,000円 6,490,000円

	く。)の設置の許可 の申請に係る審査	
(オ) 浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所の設置の許可の 申請に係る審査	a 危険物の貯蔵最大数量が千キロリ ットル以上5千キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵 所	1,450,000円
	b 危険物の貯蔵最大数量が5千キロ リットル以上1万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所	1,720,000円
	c 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ リットル以上5万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所	1,920,000円
	d 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ リットル以上10万キロリットル未 満の浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所	2,360,000円
	e 危険物の貯蔵最大数量が10万キロ リットル以上20万キロリットル未 満の浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所	2,740,000円
	f 危険物の貯蔵最大数量が20万キロ リットル以上30万キロリットル未 満の浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所	5,640,000円
	g 危険物の貯蔵最大数量が30万キロ	7,240,000円

		リットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
		h 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	8,790,000円
	(カ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	a 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	5,930,000円
		b 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	7,470,000円
		c 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	10,900,000円
	(キ) 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		26,000円
	(ク) 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	a 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所	26,000円
		b 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所	39,000円
	(ケ) 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		13,000円
	(コ) 移動タンク貯蔵所（（サ）に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査		26,000円
	(サ) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		39,000円
	(シ) 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		13,000円
ウ 法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の	(ア) 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査		52,000円
	(イ) 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査		66,000円
	(ウ) 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査		26,000円
	(エ) 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査		33,000円

	設置の許可の申請に係る審査	(オ) 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査	a 危険物を移送するための配管の延長 (当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。この項から(4)項まで及び(7)項において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	21,000円
			b 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	87,000円
			c 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額
	設置の許可の申請に係る審査	(カ) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査	a 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所	39,000円
			b 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所	52,000円
			c 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所	66,000円
			d 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所	77,000円
			e 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所	92,000円
(3)	ア	法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更	(2)項アの中欄に掲げる	

<p>更の許可の申請に係る審査</p>	<p>製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>イ 法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に係る審査</p>	<p>(2)項イの中欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤、地中タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び地盤、海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び定置設備(当該定置設備の地盤を含む。)の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合にあっては、(2)項イの</p>

		(イ)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	ウ 法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に係る審査	(2)項ウの中欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
(4)	ア 法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	(2)項アの中欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	イ 法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	
	(ア) 屋外タンク貯蔵所	(2)項イの(イ)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	(イ) その他の貯蔵所	(2)項イの中欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	ウ 法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	(2)項ウの中欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	エ 法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(2)項アの中欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金

				額の4分の1に相当する金額
オ	法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(ア) 屋外タンク貯蔵所		(2)項イの(イ)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
		(イ) その他の貯蔵所		(2)項イの中欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
カ	法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査			(2)項ウの中欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
(5)	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認の申請に係る審査			5,400円
(6)	法第11条第2第1項の規定に基づく製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査	(ア) 水張検査	a 容量1万リットル以下のタンク	6,000円
			b 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円
			c 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円
			d 容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
		(イ) 水圧検査	a 容量600リットル以下のタンク	6,000円
			b 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000円



		c 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円
		d 容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
	(ウ) 基礎・地盤検査	a 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
		b 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
		c 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
		d 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円
		e 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
		f 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
		g 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
		h 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
	(エ) 溶接部検査	a 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000円

		b 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円
		c 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円
		d 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円
		e 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円
		f 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円
		g 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円
		h 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円
	(オ) 岩盤タンク検査	a 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円
		b 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	12,600,000円
		c 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	17,300,000円
イ 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所等	(ア) 水張検査		この項のアの(ア)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
	(イ) 水圧検査		この項のアの(イ)に掲

	の位置、構造又は設備の変更		げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
	の許可に係る完成検査前検査	(ウ) 基礎・地盤検査	この項のアの(ウ)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(エ) 溶接部検査	この項のアの(エ)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(オ) 岩盤タンク検査	この項のアの(オ)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
(7)	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(ア) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査	
		a 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	320,000円
		b 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	460,000円
		c 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	750,000円
		d 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,020,000円
		e 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリッ	1,300,000円

			トル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
		f	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,150,000円
		g	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,870,000円
		h	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,460,000円
	(イ) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	a	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	2,690,000円
		b	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,230,000円
		c	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,830,000円
	(ウ) 移送取扱所の保安に関する検査	a	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	70,000円
		b	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額
(8)	石災法第15条第2項の規	(ア)	流出油等防止堤の検査	53,000円にその延長1キロメートル又は1キロメ

	定に基づく 流出油等防 止堤又は消 火用屋外給 水施設の検 査			一トルに満たない端数 を増すごとに26,000円 を加えた金額
		(イ) 消火用 屋外給水施設 の検査	a 消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しない 屋外給水施設	38,000円に配管の延長1 キロメートル又は1キロ メートルに満たない端 数を増すごとに8,500円 を加えた金額
			b 貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しない 屋外給水施設	22,000円に貯水槽1基に つき4,500円を加えた金 額
			c 消火栓及び貯水槽を有する屋外給水施 設	46,000円に配管の延長1 キロメートル又は1キロ メートルに満たない端 数を増すごとに8,500円 及び貯水槽1基につき 4,500円を加えた金額
(9)	条例第55条 の2の規定に 基づく指定 数量未滿の 危険物又は 指定可燃物 を貯蔵し、又 は取り扱う タンクの水 張検査及び 水圧検査	(ア) 水張検 査	a 容量1万リットル以下のタンク	6,000円
			b 容量1万リットルを超え100万リットル 以下のタンク	11,000円
			c 容量100万リットルを超え200万リット ル以下のタンク	15,000円
			d 容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リッ トル又は100万リット ルに満たない端数を増 すごとに4,400円を加え た金額
		(イ) 水圧検 査	a 容量600リットル以下のタンク	6,000円
			b 容量600リットルを超え1万リットル以 下のタンク	11,000円
			c 容量1万リットルを超え2万リットル以 下のタンク	15,000円

		d 容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に1万リットル 又は1万リットルに満た ない端数を増すごとに 4,400円を加えた金額
--	--	-------------------	-------------------------------------------------------------

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、姫路市消防事務手数料徴収条例第2条に規定する法律（これに基づく政令を含む。）、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則又は姫路市火災予防条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の右欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。